

国からの指定等に基づき法人が実施する事務・事業に関する政策評価（個票）

事務・事業名	労働災害防止業務従事者に対する労働災害の再発防止に係る講習	担当部局・担当課室	労働基準局 安全衛生部安全課
		評価実施時期	令和4年3月
根拠法令等	労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第99条の2第1項	類型	講習研修
		指定等の形態	指定
事務・事業の概要	<p>○事務・事業創設時の趣旨</p> <p>都道府県労働局長は、労働災害が発生した場合において、その再発を防止するために必要があると認めるときは、当該労働災害が発生した現場の事業者に対して、その現場の統括安全衛生責任者等労働災害防止業務従事者に都道府県労働局長の指定する者が行う講習を受けさせるよう指示することができることとされたもの。</p> <p>○事務・事業の内容</p> <p>労働災害の再発を防止するため、労働災害が発生した事業場の労働災害防止業務従事者に対して、事業場の安全衛生に関する管理に係る問題点及びその対策、事業場の安全衛生に関する管理の方法、安全衛生関係法令、労働災害の事例及びその防止対策を習得させる。</p>		
事務・事業の目的	労働災害が発生した事業場の労働災害防止業務従事者に対して、講習を行うことにより、労働災害の再発を防止する。		
関連する政策目標等	なし		
法人の指定等の状況	別紙のとおり。		
指定・登録等の基準に対するよくある問合せと回答	特になし。		
料金等・積算根拠	別紙のとおり。		
事務・事業の実績等	<p>○実績（令和3年度）</p> <p>年間実施件数 46 件 （うち公益法人実施分 46 件）</p> <p>○事業収入（令和3年度）</p> <p>事業収入については報告を求めることとなっていないため把握していない。</p>		

国からの補助金等	○補助金・委託費等（令和3年度予算）： なし
事務・事業の見直し状況（これまでの検証）	労働安全衛生規則等の一部を改正する省令（平成21年厚生労働省令第55号）により、指定基準の基本的事項、主務大臣に対する報告に係る規定等を定めた。（平成21年3月）
事務・事業の必要性・有効性等	労働災害が発生した事業場の労働災害防止業務従事者に対して、同種災害の再発防止上必要な講習を行う必要性・有効性に変わりはない。
事務・事業の執行体制の妥当性等	<p>○指定等を行う妥当性</p> <p>当該講習については、講習実施機関による講習の内容・質・水準を齊一かつ適正に保持する必要があることから、指定制度により一定の水準を担保できる法人を指定している。また、国が直接講習を実施する場合、その対応に新たな体制を整備する必要があり、行政の肥大化を招くことから、指定制度を維持すべきである。</p> <p>○事務・事業実施主体の適格性</p> <p>●指定等の基準の妥当性</p> <p>民間企業であっても指定基準を満たせば、新たに都道府県労働局長の指定を受けることが可能となっており、参入障壁とはなっていない。また、労働災害が発生した事業場の労働災害防止業務従事者に対し、都道府県労働局長の指示に基づき、必要な講習を受講させるものであり、同種災害の再発防止上必要な内容を確実に実施する必要があるため、その実施機関については都道府県労働局長による指定が必要である。</p> <p>また、上記対象者に対しては、速やかに講習の受講を指示する必要があるため、登録制度とした場合、講習実施機関が確保できないおそれがあり、事業自体の実施が困難となる。</p> <p>●実施主体としての指定等法人の適格性</p> <p>現在指定している法人は、「国からの指定等に基づき特定の事務・事業を実施する法人に係る規制の新設審査及び国の関与等の透明化・合理化のための基準」（平成18年8月15日閣議決定）の対象法人ではなく、また、指定基準を満たし、適正かつ確実に事業を実施している法人である。</p>
政策効果の把握の手法及びその結果	指定等法人による報告

<p>学識経験を有する者の知見の活用に関する事項</p>	<p>特になし</p>
<p>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報に関する事項</p>	<p>特になし</p>
<p>評価結果の総括  （現状分析（事務・事業の評価）と今後の方向性）</p>	<p>労働災害が発生した事業場の労働災害防止業務従事者に対する再発防止のための講習は、引き続き必要である。</p> <p>また、労働安全衛生規則等の一部を改正する省令により、指定基準の基本的事項、主務大臣に対する報告に係る規定等を定めるとともに、現在、指定されている法人は、「国からの指定等に基づき特定の事務・事業を実施する法人に係る規制の新設審査及び国の関与等の透明化・合理化のための基準」の対象法人ではないことから、特段の問題は認められない。</p> <p>今後も指定機関による事業については、法令に基づく報告等により適正かつ確実な実施を確保する。</p>
<p>備考</p>	

労働災害防止業務従事者に対する労働災害の再発防止に係る講習  
労働安全衛生法第99条の2第1

合計12法人  
 ・公益法人 1法人  
 ・その他 11法人

実績46名  
 0名  
 46名

料金の積算根拠については、地域特性を考慮した実務的・専門的・総合的な研修も含まれており、受講する地域によって料金が異なる。

局	法人名	法人の種類	指定・登録等の時期	連絡先(TEL)	料金	受講者数
01北海道	建設業労働災害防止協会北海道支部	その他	平成21年12月15日	011-261-6187	受講料13,200円 テキスト代2,980円	46
03岩手	建設業労働災害防止協会岩手県支部	その他	平成6年10月11日	019-623-4411	12,500円(テキスト代含まず) 指定後講習実績無し	0
21岐阜	建設業労働災害防止協会岐阜県支部	その他	平成6年1月26日	058-276-3743	統括安全衛生責任者等 受講料12,500円	0
22静岡	建設業労働災害防止協会静岡県支部	その他	平成5年12月3日	054-255-1080	12500円(平成20年以降実績なし)	0
23愛知	建設業労働災害防止協会愛知県支部	その他	平成5年8月24日	052-242-4441	受講料 8,400円(消費税込、テキスト代別)	0
30和歌山	建設業労働災害防止協会和歌山県支部	その他	平成5年11月18日	073-436-1327	12,500円 (テキスト代含まず) 指定後講習実績無し	0
35山口	建設業労働災害防止協会山口県支部	その他	平成5年11月24日	083-924-3743	受講料12,500円 テキスト代2,000円	0
36徳島	建設業労働災害防止協会徳島県支部	その他	平成5年12月27日	088-622-3113	受講料12,500円	0
38愛媛	建設業労働災害防止協会愛媛支部	その他	平成6年3月28日	089-943-5324	受講料12,500円 テキスト代:2,000円	0
39高知県	建設業労働災害防止協会高知県支部	その他	平成5年12月20日	088-822-0321	実施実績がないため不明	0
40福岡	建設業労働災害防止協会福岡県支部	その他	平成6年5月2日	092-483-5101	未定	0
44大分	一般社団法人大分県労働基準協会	公益法人	平成21年10月1日	097-585-5765	実施実績がないため不明	0